

# 沿岸漁業における3者以上の漁業者による協業体 又は新規就業者の収益性向上の取組みを支援します ～ もうかる漁業創設支援事業(沿岸漁業版) ～

## 実施主体

- 水産業協同組合等

## 事業要件

- 浜の活力再生プランで、**①もうかる漁業創設支援事業(沿岸漁業版)の活用と、②対象者の要件を規定することが必要です。**
- 浜の活力再生プランで規定された**3者以上の漁業者による協業体又は新規就業者が行う収益性向上の取組**が対象となります。

## 事業の流れ

浜の活力再生プランの策定

承認 水産庁長官



- ・ 沿岸漁業版の対象とする漁業種類や漁船の規模、漁獲努力量の削減、対象とする漁業者の年齢要件等を規定

改革計画の策定及び実証

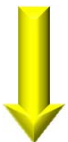
① 地域協議会の設置

承認 水産庁長官



② 改革計画の策定

水産庁・水漁機構による  
計画づくりの支援



- ・ 生産性の向上の具体的内容
- ・ (協業化の場合)3者以上が協業化し、3隻以上の漁船を用いて操業すること 等

③ 中央協議会による審査、認定

承認 水産庁長官



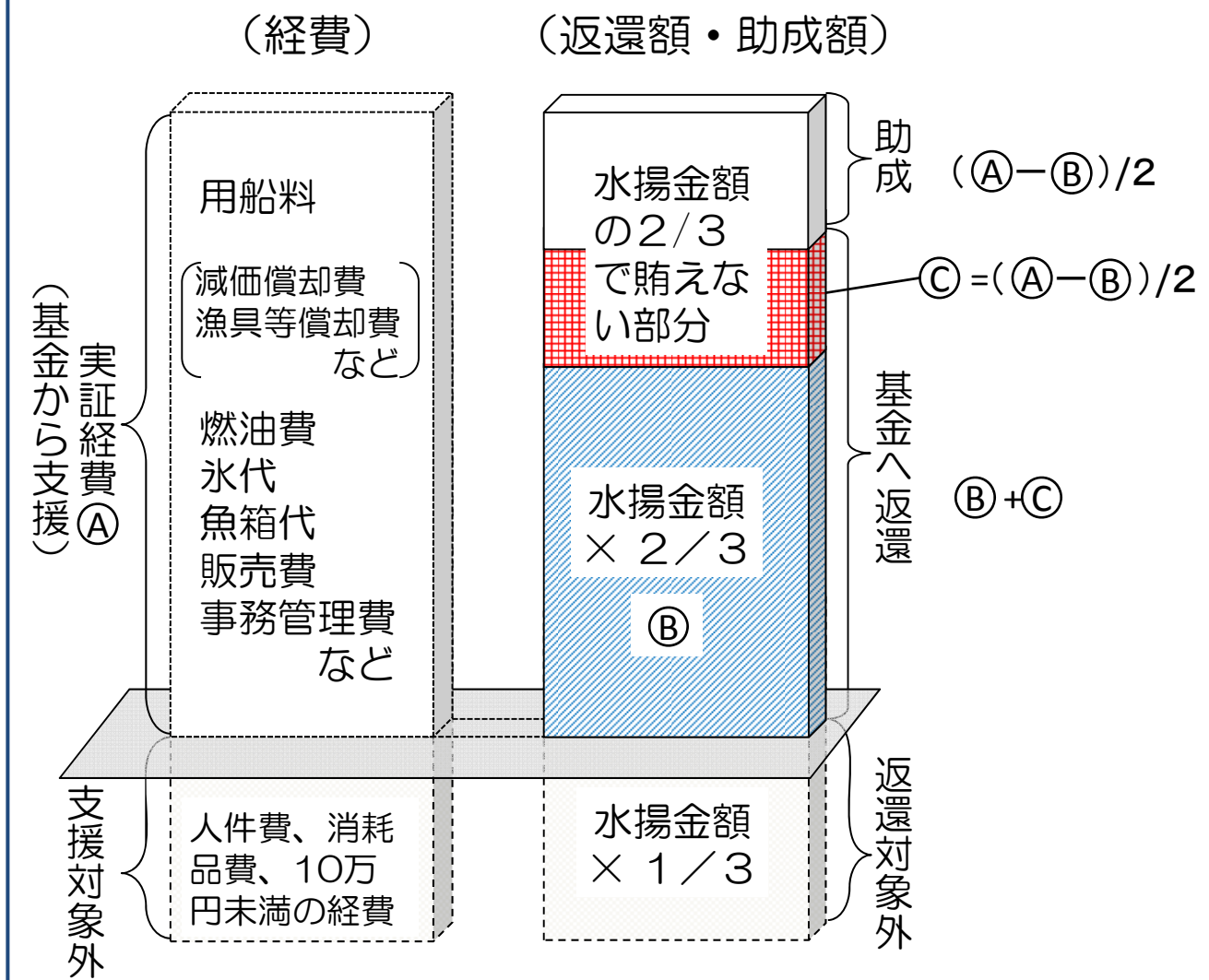
③ 認定された改革計画に基づく実証事業の実施

- ・ 地域協議会において取組状況をチェック

## 支援内容

- 実証期間中、**作業に必要な経費**は、国の設けた**基金から、支援**します（最大3年間）
- **水揚げ金額の2/3で実証経費が賅えない場合**には、この**賅えない部分の1/2**を助成します

## 支援のイメージ



詳細については、水産庁資源管理部漁業調整課漁船漁業対策室(☎03-3502-8469)までお問い合わせください。